

治癒証明書

早稲田大学高等学院
早稲田大学高等学院中学部

年 組 番 氏名 _____

上記の者は、下記丸印の感染症が軽快し、かつ学校保健安全法の基準による感染症の予防上支障がないことを証明します。

丸印	疾患名	出席停止の期間の基準
第二種	インフルエンザ(A型・B型)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸チフス・パラチフス	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症(注) ()	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(注)その他の感染症：①感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)
②サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症
③マイコプラズマ感染症 ④インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症
⑤溶連菌感染症 ⑥単純ヘルペス感染症 ⑦帯状疱疹⑧手足口病 ⑨伝染性紅斑 等

出席停止期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名・住所

.....
.....
.....
.....

医師氏名 _____

印

上記の疾患につき感染の恐れのないことの証明をお願いいたします。

早稲田大学高等学院
学 院 長

学校保健安全法

第四節 感染症の予防

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は文部科学省令で定める。

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条・第19条）

	特徴	該当する感染症
第一種	発生は希だが重大な感染症	エボラ出血熱
		クリミア・コンゴ出血熱
		痘そう
		南米出血熱
		ペスト
		マールブルグ病
		ラッサ熱
		急性灰白髄炎（ポリオ）
		ジフテリア
		重症急性呼吸症候群（SARSコロナウィルス）
		鳥インフルエンザ（H5N1型）
		鳥インフルエンザ（H7N9型）
		新感染症
		指定感染症
第二種	飛沫感染し流行拡大の可能性のある感染症	インフルエンザ
		百日咳
		麻疹
		流行性耳下腺炎
		風しん
		水痘
		咽頭結膜熱
		結核
		髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	飛沫感染が主体ではないが放置すれば流行拡大の可能性のある感染症	コレラ
		細菌性赤痢
		腸管出血性大腸菌感染症
		腸チフス
		パラチフス
		流行性角結膜炎
		急性出血性結膜炎
		その他の感染症
		<条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患>
		溶連菌感染症
		ウイルス性肝炎
		伝染性紅斑
		手足口病
		ヘルパンギーナ
		マイコプラズマ感染症
流行性嘔吐下痢症		